

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年四月十五日奈良県指令郡土第六二―一五号

令和四年十月十二日奈良県指令郡土第六二―一五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年六月二十六日郡土第六六六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市東新町三二一番一の一部、三二一番三、三二一番五、三六八番一、一六〇二番、一六〇三番、一六〇四番及び一六〇五番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市東新町二番一七号

阪本律子

阪本達也